

規則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十六号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「当該被保護者又はその代理人の領収印のある」を削る。

様式第一号から様式第三号の五までの規定中「㊦」を削る。

様式第四号中「㊦」を削り、「代表者氏名印」を「代表者氏名」に改める。

様式第五号中「様式第5号」を「様式第5号（第1条関係）」に改め、「㊦」を削り、「代表者氏名印」を「代表者氏名」に改める。

様式第六号中「様式第6号」を「様式第6号（第1条関係）」に改め、「㊦」を削る。

様式第七号中「様式第7号」を「様式第7号（第1条関係）」と、「だれ」を「誰」に改め、「㊦」を削る。

様式第十二号中「㊦」を削る。

様式第十四号から様式第十五号（二）までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第十五号（三）中「㊦」を削る。

様式第十六号から様式第十八号まで、様式第二十号及び様式第二十一号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第二十九号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第三十一号中「様式第31号」を「様式第31号（第6条関係）」に改め、「領収印」を「確認等」に改める。

様式第三十二号中「承認印」を「確認等」に改める。

様式第三十四号（一）中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」及び「受領印のあて先」を削る。

様式第三十四号（二）及び様式第三十五号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第三十八号及び様式第三十九号中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削る。

様式第四十一号から様式第四十三号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、

「㊦」を削る。

様式第四十四号及び様式第四十六号から様式第四十九号までの規定中「あて先」を「寄先」に改め、「㊦」を削る。

様式第五十号、様式第五十二号、様式第五十四号及び様式第五十五号中「㊦」を削る。

「氏名又は名称

㊦

「氏名又は名称

様式第五十六号中

年齢

を

受益者との関係」

に改

受益者との関係

」

める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の生活保護法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。